

# 減免認定申請書作成支援システム概要資料

減免認定申請書作成支援システムは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金減免制度の認定申請書を作成するシステムです。

本システムを用いずに申請書を作成することはできません。

一昨年度までのExcel様式は申請に利用できません。

局からの補正指示や審査完了等について電子メールでお知らせいたします。利用にあたっての費用はかかりません。Webサイトからのアクセスをお願いします。



## 減免認定申請書作成支援システムの使用の流れ

- 申請者情報の登録から、審査結果の確認までをシステム上で行っていただきます。

STEP1	WEBサイトにアクセス	<ul style="list-style-type: none"><li>システムにアクセス（令和元年9月27日公開予定）</li><li><a href="https://www.fit-genmen.go.jp/home">https://www.fit-genmen.go.jp/home</a></li></ul>
STEP2	ユーザ登録・更新	<ul style="list-style-type: none"><li>申請事業者情報を入力します。</li><li>過年度にユーザ登録済みの申請者はパスワード等を更新します。</li></ul>
STEP3	申請書作成	<ul style="list-style-type: none"><li>システムにログインし、申請事業・事業所の情報を入力します。</li><li>入力する情報は申請様式第1表から第4表の内容です。</li><li>✓ 自動チェック機能や過年度入力データ活用機能があります。</li></ul>
STEP4	PDF等電子ファイル添付	<ul style="list-style-type: none"><li>「賦課金に係る特例の認定申請書類チェックリスト」に基づいて、必要書類の写し等（PDF等電子ファイル）を添付してください。</li></ul>
STEP5	事前登録・印刷捺印	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書を作成したのち、「事前登録」を押下し、印刷します。</li><li>印刷した申請書に代表者印を押印して下さい。</li><li>社内決裁等で修正があった場合は、「取下げ」を押下・修正の上、再度「事前登録」を押下し、印刷します。</li><li>✓ 「事前登録」押下のみでは申請となりません。必ず書面を提出ください。</li></ul>
STEP6	書面提出	<ul style="list-style-type: none"><li>本社所在地を管轄する経済産業局宛てに書面を提出します。</li><li>令和元年度の申請書提出期間は、令和元年11月1日から11月29日（金）17時必着です。</li></ul>
STEP7	状況確認	<ul style="list-style-type: none"><li>疑義や要修正箇所がある場合、提出先の経済産業局よりシステムを通じて修正依頼等があります。</li></ul>
STEP8	審査結果確認	<ul style="list-style-type: none"><li>認定可否、減免率等の審査結果がシステムに登録されます。</li><li>認定通知書は紙面にて通知されます。</li><li>認定を受けた場合は、2月1日までに小売電気事業者等への申し出を行ってください。</li></ul>

## 問い合わせ先

減免認定申請ヘルプデスク（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）

**お問い合わせフォーム**：<https://www.fit-genmen.go.jp/UserInquiry>

※システムに関するご質問は、電話で受付しておりません。お問い合わせフォームへお願いします。

※問い合わせ受付期間は2019年8月30日～2019年12月27日です。